

議案第74号

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例を次のように制定する。

条例案……別記

令和7年9月1日提出

交野市長 山 本 景

提案理由 国の特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支
援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいため。

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例案

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

交野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第25条中「第33条の10各号」を「第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）」に改める。

附 則

この条例は、令和7年10月1日から施行する。